

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 【今更聞けない!】～「取締役」就任のリスク～
 - 今月から児童手当制度が変わります!
 - セミナー情報

【今更聞けない!】～「取締役」就任のリスク～

会社設立が安価に?

公証手数料令第35条が改正されて、2022年9月1日から、**株式会社設立に必要な定款認証の手数料が下がったこと**をご存知でしょうか。

それまで一律で5万円だった認証手数料が、設立会社の資本金の額によって次のように変更されたのです。

資本金100万円未満の会社を設立する場合	3万円
資本金100万円～300万円の会社を設立する場合	4万円
資本金300万円以上の会社を設立する場合	5万円

従来と比べて、**最大2万円もの認証手数料の減額**がされるとのことです。これまでフリーランス・個人事業主だった方々も、この機に会社を設立することを考えているのではないのでしょうか。

(実際、法人成りすることで、「節税ができる可能性がある」「社会的な信用度が高まる」「社会保険へ加入できる」「決算期を変更できる」「事業が継続しやすくなる」などの効果は期待できます。)

この話を聞いて、会社設立を検討している方!

今回デイライトタイムズ10月号では、株式会社を設立して「取締役」になった場合に、法律上どのようなリスクが生じるのか、解説していきたいと思っております。

かなり強引な導入にはなりましたが、現取締役の方においても非常に重要な話ですので、ぜひ最後までお付き合いください。

取締役が会社に対して負う法的義務

株式会社の取締役が就任する場合、取締役は会社に対する義務を法的に負うことになります。

これらの義務を果たしているかどうかは、経営判断や会社運営上の責任が問われる場面で非常に重要になります。

以下、代表的な**会社法上の取締役の義務**を紹介します。

善管注意義務(会社法330条)

取締役は、会社の経営において「善良な管理者としての注意をもって職務を遂行する義務」を負います。

これは、取締役が自分の個人的な利益ではなく、会社全体の利益を最優先に考えることを要求されるものです。会社の業務に対して適切に精査し、適切な意思決定を行うことが求められます。

忠実義務(会社法355条)

取締役は、会社の利益を損なう行動を避け、会社に対して忠実に行動する義務があります。

例えば、自分自身や関連する第三者の利益を優先する行為(利益相反行為)は、この義務に反することとなり、厳しく制限されています。

弁護士法人 デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス 東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu



この記事についてのお問い合わせは、萩原までお気軽にどうぞ。



利益相反取引の規制(会社法356条1項各号)

取締役が自身の個人的利益を優先して行動しないよう、取締役会の承認を得なければならない取引があります。

例えば、取締役が自社と個人的な取引を行う場合や、競業行為に関与する場合は、特に厳格に規制されています。

他の取締役の監視義務(会社法362条2項)

取締役は、代表取締役や他の取締役の一般的な業務執行について監視する義務を負っています。

他の取締役が法的義務に違反した場合、これを見逃した取締役も法的責任を問われる可能性があります。

他の取締役から絶対に失敗するだろう経営策が出てきた際に、「自分は発案者じゃないから知〜らない。」という訳にはいかず、きちんと反論を尽くさなければ義務を果たしたことにはなりません。

取締役の賠償責任とは?

では、上記義務に違反して会社に損害が生じた場合、取締役は、「誰に」対して、「どのような」責任を負うことになるのでしょうか。

損害賠償責任(会社法423条、429条)

取締役が職務を果たさず、会社に損害を与えた場合、株主や債権者から損害賠償請求を受ける可能性があります。

このような状況では、個人的に巨額の賠償を負うリスクがあります。

代表取締役のワンマン会社であっても、代表の違反行為を止めなかった場合には、他の取締役も連帯責任を負うことがあります。

倒産時の責任

会社が倒産した場合、取締役は債権者から責任を追及されることがあります。

特に、取締役が会社の財務状況を悪化させた行為が認められる場合や、倒産直前の資産隠しなどの不正行為があれば、個人的に責任を問われる可能性が高まります。

行政罰や刑事罰のリスク

法令違反があった場合、取締役は行政上の罰金や制裁、さらに重大な場合には刑事責任を問われることもあります。

特に、金融商品取引法や独占禁止法に違反するような行為を行った場合には、罰則が科されることがあります。

個人保証や連帯保証人としてのリスク

会社の借入や資金調達の際に、取締役が個人保証人となる場合があります。もし会社が債務を履行できない場合、取締役はその保証債務を負うことになります。

もしもに備えての対策

会社経営上の取締役のリスクを少しでも軽減するための方法としては、次のようなものがあります。

役員賠償責任保険(D&O保険)の加入

法的責任を負うリスクに対して、取締役賠償責任保険をかけておくことが一般的です。

これにより、万が一の損害賠償請求に備えることができます。

適切なガバナンスの確立

社内での意思決定やリスク管理のプロセスをしっかりと確立し、取締役会の監督や監査を強化することで、他の取締役が不当な経営執行をすることを事前に察知したり事前に異議を述べることができるので、連帯責任を負わされるリスクを軽減できます。

慎重な取締役の選任

信頼できない人間を取締役に就任させないことが何よりも重要です。

会社の業種によっては、許認可を得るのに取締役が〇人以上いなければならないという条件がある場合があります。

頭数を揃えるために選任した取締役が、勝手に会社損害を出す取引行為をしてしまうと、前述の通り、他の取締役にも連帯責任が生じるリスクがあります。

そのため、頭数を揃えるために選任するとしても、十分に慎重な判断のもとで選任しましょう。

安易に取締役にならないこと

一方で、あなた自身が、他の会社の取締役に就任することを依頼されることもあるかもしれません。

一度でも取締役に就任すると、無報酬であっても他の取締役の監視監督義務が発生します。

きちんと退任登記がなされるまでの間は、経営に全く関与していなかったとしても、会社経営のリスクを負わされる危険が当然に発生するのです。

なお、報酬を貰って名前を貸した場合には、会社経営に適切に関わることが期待されるものとして、より会社経営のリスクを負わされる可能性が高まる傾向にあります。

小括

いかがだったでしょうか。

ここまで説明したように、取締役になると、会社との関係で、様々な重責を負うことになります。

自分一人が取締役として舵取りをする会社であれば、利益も責任も己の経営手腕しだいということになりますので、会社に対する責任を承知の上かと存じます。

一方で、安易に名前を貸すような形で取締役に就任したり、いい加減な者を会社の取締役に就任させてしまうと、**自らの経営手腕とは関係なく、予期せぬ責任を負う可能性**がありますので、十分にご注意ください。



今月から児童手当制度が変わります！

皆様、今月から児童手当制度が大きく変わることをご存知でしょうか。

もしかしたら、現在は児童手当を受給できていない方でも、今回の制度改正で受給できるようになるかもしれません。要チェックです。

制度の変更点は大きく次の4点です。

- ①所得制限の撤廃
- ②支給対象年齢の延長
- ③第3子目から支給額の増加
- ④支払月の増加

それぞれ詳しく見ていきましょう。

①所得制限の撤廃

従来は、所得制度限度額と所得上限限度額と呼ばれる所得制限がありました。

所得制度限度額を超える年収のある世帯は、児童手当の支給額が、児童1人当たり月額一律5,000円に制限されていました。

さらに所得上限限度額を超える年収のある世帯は、児童手当の支給対象外となっていました。

今回の制度改正では、**所得制限が撤廃**されて、**年収に関わらず、支給対象となる子供を扶養する世帯には児童手当が支給**されるようになります。

②支給対象年齢の延長

これまで支給対象となる子供の年齢は、「中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)」とされていました。

今回の制度改正では、支給対象となる子供の年齢は、「**18歳の誕生日後の最初の3月31日まで**」に変更になりました。

高校に進学しているかどうかは関係ありません。

そのため、中学校卒業で児童手当が支給されなくなった子供であっても、今現在、18歳になっていない子供については、**再度、児童手当の支給対象**となります。

③第3子目から支給額の増加

従来は、第3子以降の児童手当の支給額は、月額一律15,000円でした。

これが、制度改正後は、**月額一律30,000円に増加**します。

単純に支給額が増加するので、非常に嬉しい変更ですね。

④支払月の増加

これまでは、児童手当の支給は、毎年6月、10月、2月の**3回**に分けて支給されていました。

例えば、6月の支給日には、2月から5月までの児童手当がまとめて支給されていたのです。

そのため、支給されるまでにタイムラグがあり、支援が間に合わないまま生活が困窮してしまうケースが多々見られました。

制度改正後は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月(**偶数月**)に、それぞれの前月分まで(2か月分)を支給されるようになります。

これにより、安定した現金支給ができますので、支給を待っている

間に生活が困窮することを防止することが期待されます。
以上が、今回の児童手当制度の変更ポイントになります。

今回の制度改正によって、新しく支給の対象になる方は、新たに児童手当の申請が必要となります。

- ・高校生年代の児童を養育している方
(現在中学生以下の子を養育しており、児童手当を受給している方を除く。)
- ・中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない方

児童手当の申請を令和7年3月31日までにした場合には、令和6年10月分から児童手当が支給されますので、上記に当てはまる方は、期限までに申請することを忘れないようにしてください。



※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。
役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。
今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで
弁護士 萩原 健史
e-mail info@daylight-law.jp

セミナー情報について
詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



セミナー情報

介護事業所のための 介護事故・従業員定着 セミナー

リアル & オンライン開催!

参加費無料



介護事故・従業員定着セミナー

第1部講師 弁護士 鈴木 啓太

(デイライト法律事務所 マネージングパートナー弁護士 / 人身障害部リーダー)

第2部講師 谷村 俊郎 シニアコンサルティングライフプランナー

(ブルデンシャル生命保険株式会社 福岡第四支社 副部長)

第1部 介護事故の賠償リスク、対応方法や予防方法

- 労災では足りない! 従業員がケガをしたときの賠償リスクとは?
- 利用者がケガ、紛争拡大を防ぐ対応方法とは?
- 利用者の損害賠償請求リスクと対処法は?
- 介護事故を未然に防止するためのポイントとは?
- 介護事業に強い弁護士からサポートを受けるメリット

第2部 従業員定着に向けた福利厚生プラン

- インフレ時代の退職金リスクとは?
- 高齢者雇用に備える!?
- 費用の掛からない福利厚生もある!

このセミナーで学べること

本セミナーでは、人身障害問題に精通した弁護士が、介護事故発生の予防方法や賠償請求への対応のポイントを解説いたします。

参加料 無料

日時 2024年10月29日(火) 15:00~17:00

開催場所 デイライト法律事務所 福岡オフィス セミナールーム
(博多駅徒歩1分)

オンライン Zoomウェビナーにて視聴可

※オンライン視聴をご希望される方は同日時で対応します。

定員 30名(先着順となります)

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645

24時間 365日 電話受付